

重要事項説明書（居宅介護支援事業）

西暦 2024 年 10 月 1 日 現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口
電話 047-401-0885 (9 時 00 分～18 時 00 分まで)
担当 山本 弘之 (やまもと ひろゆき) *ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. ケアプラン mao mao の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプラン mao mao
所在地	千葉県船橋市行田 1 丁目 4 6 番 10 号 フォアビース 101
介護保険指定事業者番号	1 2 7 0 9 1 0 5 1 4
サービスを提供する地域通常の地域	船橋市・鎌ヶ谷市・市川市・習志野市・松戸市・柏市・白井市
特定事業所加算の有無	無

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1 名		統括及び下記業務	1 名
主任介護支援専門員	介護福祉士	1 名		相談業務 ケアプラン作成 苦情相談・給付管理	1 名
介護支援専門員	介護福祉士		1 名	相談業務 ケアプラン作成 苦情相談・給付管理	1 名

(3) 営業日および営業時間

① 営業日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日（ただし、年末年始、祝日を除く）

② サービス提供時間 9 時 00 分から 18 時 00 分

* 緊急連絡先：電話 047-401-0885（緊急時には電話にて 24 時間受付可能）

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) ご利用者およびご家族等から事業所へ利用のご相談、お申込みを受け、事業所の介護支援専門員が利用者宅に訪問し、居宅介護支援の重要事項について説明いたします。内容に同意いただければ居宅介護支援契約を締結いたします。
- (2) ご利用者の心身状態や環境等を調査し、可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように、解決すべき課題を把握・分析致します。
- (3) ご利用者およびご家族から、生活・介護に関するご意向を伺います。
- (4) ご意向に基づき、ご利用者及びご家族に介護保険サービス事業者等に関する情報を提供し、必要なサービスを選択していただきます。同意が得られましたら、サービス事業者等への連絡調整を行います。

※ご利用者及びご家族は、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付ける居宅サービス事業所等について、複数の事業所の紹介を求めることが出来、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

- (5) ケアプランを作成し、サービス担当者会議を開きます。ご利用者およびご家族、サービス事業者等とケアプランを確認し、サービス担当者間で共通認識を図り、ご利用者の同意を得て、サービス提供を開始いたします。

ご利用者及びご家族、指定サービス事業者等の連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握すると共に、ご利用者宅を訪問しご利用者の課題把握に努めます。

- (6) ご利用者およびご家族が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、適宜サービス担当者会議を開き、ご利用者及びご家族、サービス提供担当者からの意見を求め、ご利用者からの合意をもって居宅サービス計画を変更します。
- (7) 毎月のモニタリングに際して、居宅サービス計画に基づき自立支援につながっているかの確認を行います。人材の有効活用、連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、情報通信機器を活用したモニタリングを希望される確認が取れた時には、2 か月に 1 回でオンラインでのモニタリングとなることがあります。

☐ オンラインでのモニタリングを希望する

4. 利用料金

①利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、当該月の居宅介護支援費を全額お支払いいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、船橋市各区介護保険室の窓口に出しますと全額払い戻しを受けます。厚生労働省の定める金額については、別紙の通りとします。

②交通費

通常の実施地域は無料です。それ以外は通常の実施地域を越えた場合は 1 キロメートル当たり 40 円を往復いただきます。

③解約料

利用者の都合で解約をした場合は、別紙記載のキャンセル料をいただきます。

千葉県国民保険団体連合会への給付管理票の提出が終了後に解約した場合は、料金は一切かかりません。

④その他

記録の複写費等

第 10 条 3 項の複写物の請求に関しての料金は、A4 サイズまで 1 枚 10 円です。

⑤支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 20 日までに前月分の請求をいたします。

その場合には、事業所より郵便振替用紙を送付いたしますので、10 日以内にお支払い下さい。

【プラン作成費について】

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は、介護保険法で定められた介護給付費の合成単位数に、地域区分（4 級地）の単位数単価 10.84 円を乗じ、小数点以下を切り捨てたものが、金額となります。

要介護 1・2 の場合 1,086 単位×10.84 円＝11,772 円

要介護 3・4・5 の場合 1,411 単位×10.84 円＝15,295 円

初回加算：新規にプラン作成、区分が 2 区分以上変更された場合等 300 単位×10.84 円＝3,252 円

入院時情報連携加算（Ⅰ）：入院当日に 病院へ情報提供した場合 250 単位×10.84 円＝2,710 円

入院時情報連携加算（Ⅱ）：入院から 3 日以内に情報提供した場合 200 単位×10.84 円＝2,168 円

退院退所加算：退院、退所にあたり病院、施設等の職員から情報提供を受けた場合、その回数や方法により

6 パターンの加算 450 単位×10.84 円＝4,878 円 ～ 900 単位×10.84 円＝9,756 円

緊急等居宅カンファレンス加算：医師等と自宅でカンファレンスを行った場合 200 単位×10.84 円＝2,168 円

通院時情報連携加算：診察（外来受診、往診を含む）時に同席し情報提供を行い得た情報を

居宅サービス計画に記録した場合 50 単位×10.84 円＝542 円

5. 居宅介護支援の利用方法

(1) 居宅介護支援の利用開始

お電話等でお申し込みください。当事業者職員がお伺いいたします。

契約したのち、サービスの提供を開始します。

(2) 居宅介護支援の終了

①利用者の都合で居宅介護支援を終了する場合

文書および電話、面談等でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業者の都合で居宅介護支援を終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により、居宅介護支援の提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、原則として終了1カ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に居宅介護支援を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付で居宅介護支援を受けていた利用者の要介護区分が非該当（自立）・要支援1・要支援2と認定された場合
- ・利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

④利用者や家族などが当事業者や当事業に従事する者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に居宅介護支援を終了させていただく場合がございます。（ハラスメントについては別途記載）

6. 当事業所の方針と特徴

【運営の方針】

自立援助 : 利用者の状況・意向に応じた、自立した生活に配慮します。

介護負担軽減 : 在宅介護継続の円滑を図ります。

計画内容の効率性 : 単位・費用負担への配慮と効果的な計画内容の両立を目指します。

法人理念を次のように掲げ、介護三原則の介護技術をもって、温かい親切的な介護をめざします。

【介護三原則】	地域福祉からの	「誠実」な介護
	スキルと知識に基づく	「正確」な介護
	公衆衛生に基づく	「清潔」な介護

7. 医療との連携

(1) 医療機関との連携に十分配慮し、情報を共有し、サービスの調整を行います。

※1 介護サービス事業者等から、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身または生活の状況に係る情報提供を受けた場合、必要と認めるものを利用者の同意を得た上で、主治医等に提供します。

※2 主治の医師又は歯科医師から意見を得てケアプランを作成した場合は、そのケアプランを主治の医師又は歯科医師へ交付します。

(2) 利用者が病院等に入院する場合は、病院及びサービス事業所とのスムーズな連携を図り、ご利用者の不利益を避けるために病院及び担当ケアマネジャーにご一報下さい。

(3) 医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ等）導入に際には、医療機関からの情報（書面、診察同行を含む）を取得させていただきます。

8. ケアマネジメントの公正中立確保について（新設施設の為実績なし。）

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。介護サービス情報公表制度においても公表いたします。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	
通所介護	
地域密着型通所介護	
福祉用具貸与	

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護		
通所介護		
地域密着型通所介護		
福祉用具貸与		

9. 事故発生時の対応について
指定居宅介護支援の提供時、事故が発生した場合には、速やかにご利用者家族、市への連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
10. 虐待防止への取り組み
利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じるものとする。
① 職員に対しての虐待防止を啓発普及するための研修の実施
② 法人内における虐待防止委員会の設置、定期の開催、職員への内容周知
③ 状況を把握するための、心身の状況等を書面に残すことがあります
④ 虐待を受けたと思われることが発見された場合には速やかに市町村へ報告する
11. 業務継続計画の策定
感染症及び災害発生時において、業務の継続、早期に業務の再開をするための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。
① 計画の周知にともない、定期的な研修及び訓練を行う
② 定期的な計画の見直し、業務継続計画の変更
12. 衛生管理
感染症が発生し、また蔓延しないよう措置を講じるものとします
① 対策を検討する委員会（リモート活用可）を 6 か月に 1 回開催する
② 指針の整備、研修、訓練を定期的に行う

13. ハラスメントについて

ハラスメント対策のために方針を明確化し、必要な措置を講じます

- ① ハラスメントと判断された場合、市町村への文書提出、質問もしくは照会に応じ改善を行っていくものとします
- ② 身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント等々における業務が継続できないと認められた場合、即刻の契約の解除となる場合があります

14. 秘密保持について

- (1) 事業者及び事業者職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族の情報を正当な理由なく、第三者に漏らすことは致しません。秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 職員でなくなった者に対しても 業務上知り得た利用者、家族の情報の秘密を保持させるため、その旨を雇用契約の内容に示唆します

15. サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方は申出ください
調査(課題把握)の方法	有	居宅サービス計画ガイドラインを用いる。
介護支援専門員への研修	有	月 1 回以上の事業所内外の研修実施 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を週一回以上開催する。議事録は 5 年間保存する。
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者の都合により解約した場合の解約料	有	前項 4 の③を参照
その他	有	ご連絡は出来るだけ担当にお話し願います

16. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情解決委員会	受付窓口	松浦 純子 (まつうら じゅんこ)
	対応時間	9:00~18:00
	連絡先電話	047-401-4133
苦情解決委員会	苦情解決責任者 苦情解決第三者委員	川東 知也 (かわひがし ともや) TEL 070-6638-4053
	Eメール:	

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

船橋市介護保険課 各市介護保険課	千葉県国民健康保険団体連合会 業務第 2 部 介護保険課 所在地：千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3 043-254-7428 船橋市健康福祉局高齢者福祉部介護保険課 047-436-2302 鎌ヶ谷市高齢者支援課介護保険係 047-4458-1141 市川市介護保険課事業推進担当 047-704-0282 習志野市健康福祉部介護保険課 047-453-7345 松戸市健康福祉本部 社会福祉担当部介護支援課 047-366-7370 柏市保健福祉部介護保険管理室 04-7167-1134 白井市健康福祉部高齢者福祉課 047-492-1111 千葉県社会福祉協議会 (運営適正委員会) 043-246-0294
千葉県運営適正化委員会	電話番号 043-246-0294 F A X 043-204-6013 利用時間 9:00~17:00 Eメール: supportf@orion.ocn.ne.jp
千葉県国民健康保険団体連合会	千葉県国民健康保険団体連合会内 介護保険課 苦情処理係 043-254-7428

17.

当法人概要

名称・法人種別	合同会社訪問介護サービスさまさま
本部所在地	千葉県船橋市行田 1 丁目 46-7
電話番号	047-401-4133
FAX 番号	047-429-3234
業務の概要	訪問介護：要介護 要支援の方の在宅での生活援助
	障害訪問介護：重度障害者の身の回りや喀痰吸引など行う生活援助
事業者数 (法人全体)	従業員数 17 名

18. 事業所建物概要

ケアプランmao mao	
居宅介護支援事業所、訪問介護事業所 (木造亜鉛メッキ鉄板 スレート葺地下なし 2 階建：1 階42m ²)	
非常災害対策	防災時の対応 防災計画と実施、食品の備蓄 防災設備 消火器 防災訓練時期 春、秋防災訓練 防火管理者 自主防災体制 自衛防災組織
自動車所有数	軽車両 1台

西暦 年 月 日

居宅介護支援事業者	所在地	千葉県船橋市行田 1 丁目 4 6 番10号 フォアピース101
	事業者	ケアプランmao mao
	代表者	社員代表 高木 直幸 印
	説明者	山本 弘之 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者	住 所
	氏 名 印
代理人又は 立会人	住 所
	氏 名 印